賃貸借に関する契約書（案）

借主　愛媛県福祉総合支援センター（以下「甲」という。）と貸主　＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件・契約形態）

第１条　乙は、別表中１記載の自動車（以下「車」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

２　前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

（賃貸借期間）

第２条　賃貸借期間は、検査登録事務所において車の登録を完了した日を始期とする５年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（賃貸借料）

第３条　賃貸借料は、月額＿＿＿＿＿円（うち消費税及び地方消費税相当額＿＿＿＿円）とする。ただし、賃貸借期間が１ヶ月に満たない場合の賃貸借料は、日割計算により算出し、1 円未満の端数は切り捨てる。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は＿＿＿＿＿円とする。

（注）「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、免除と記載する。

（賃貸借料の支払方法）

第５条　乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の１０日までに書面により請求を行うものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第６条　乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和２４年１２月１２日大蔵省告示９９１号）の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（代理受領の禁止）

第７条　乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

第８条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

３　前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（車の使用の本拠地及び引渡）

第９条　車の使用の本拠地は、愛媛県福祉総合支援センターとする。

２　乙は別表中２の引渡し期限までに、本拠地で車を甲に引き渡すものとする。

３　甲は、乙から車を引き渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引き渡しを受け次第検収するものとする。

４　甲の検収完了により、車の引き渡しがあったものとする。

５　甲が車を検収する際に、車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちに文書をもってこれを乙に通知するものとする。

（車の不適合責任）

第１０条　乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に適合しないものがあったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。

２　前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

（車の保管、使用）

第１１条　甲は、車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。

２　甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任又は罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。

３　甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（メンテナンスサービス）

第１２条　甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）において、別表中４に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。

（１）　甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理

（２）　法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付

（３）　車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理

（代車の提供）

第１３条　乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

２　第１１条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還時に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

（事故処理）

第１４条　乙は、第１１条第３項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

（車の滅失）

第１５条　車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第１９条各項の規定に従うものとする。

（車に関する諸費用の負担）

第１６条　車に関する諸費用については、別表中４の記載に従い乙が負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

２　第１２条第１項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。

３　法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用又は公租公課が課せられる場合、賃貸借料の改定を要すると認められるときは、これを変更するものとする。

（車の所有権侵害等の禁止）

第１７条　乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

２　甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

（１）　担保権の設定

（２）　第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡

（３）　占有名義の移転

３　甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。

（１）　車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。

（２）　車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。

（３）　車の使用の本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること。

４　車に取り付けた他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか無償で乙に帰属する。

（契約の解除）

第１８条　甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

（１）　乙から契約の解除願の提出があったとき。

（２）　乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

（契約終了時の措置）

第１９条　契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第１７条第４項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで乙に返還するものとする。

２　車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

３　契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の３か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

（規定損害金）

第２０条　この契約の解除（第１８条第２項の規定により甲が解除した場合を除く）又は第１５条の規定により契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

２　前項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

（補則）

第２１条　この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和４５年愛媛県規則第１８号）の定めるところによるほか、同規則に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議うえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印して各自１通を保有する。

令和８年　月　　日

松山市本町七丁目２番地
甲　　愛媛県福祉総合支援センター
所　長　　大森　智

乙